行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称及び代表者名	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
平成27年4月3日	特定非営利活動法人なら福祉介護ネット　代表者坂本博道	奈良県奈良市六条西1丁目12番76号	本社	奈良県奈良市六条西1－12－76	文書警告	道路運送法第27条第2項	平成27年3月3日及び同月13日に輸送実績報告書の未提出を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。（1）点呼の記録事項義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」）第24条第4項）、（2）乗務等の記録事項義務違反（運輸規則第25条第3項、第4項）	0	0
平成27年4月3日	合資会社ウエダ　代表者上田久代	奈良県奈良市学園大和町1－147	本社	奈良県奈良市学園大和町1－147	文書警告	道路運送法第27条第2項	平成27年3月3日、輸送実績報告書の未提出を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。（1）乗務等の記録事項義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」）運輸規則第25条第3項、第4項）、（2）高齢運転者に対する適性診断受診義務違反（運輸規則第38条第2項）	0	0
平成27年4月6日	京都急行バス株式会社　代表者本田充成	大阪府寝屋川市香里本通町5番5号	京都	京都府京都市東山区今熊野日吉町39番地2	輸送施設の使用停止（10日車）	道路運送法第27条第2項	平成25年4月5日、労働局からの通報を端緒に監査を実施。3件の違反が認められた。（1）健康状態の把握義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則（以下、「運輸規則」）第21条第5項）、（2）点呼の記録事項義務違反（運輸規則第24条第4項）、（3）乗務員台帳の記載事項義務違反（運輸規則第37条第1項）	1	1
平成27年4月6日	光交通株式会社　代表者昌原甲珪	京都府京都市南区吉祥院砂ノ町1番地	本社	京都府京都市南区吉祥院砂ノ町1番地	文書警告	道路運送法第27条第2項	平成25年4月23日、労働局からの通報を端緒に監査を実施。1件の違反が認められた。（1）乗務員台帳の記載事項義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項）	0	0
平成27年4月6日	堺相互タクシー株式会社　代表者黒田司郎	大阪府堺市北区黒土町3004番地1	本社	大阪府堺市北区黒土町3004番地1	輸送施設の使用停止（10日車）	道路運送法第27条第2項	平成25年2月21日及び同年3月5日、死亡事故を引き起こしたことを端緒に監査を実施。3件の違反が認められた。（1）乗務員台帳の記載事項義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則（以下、「運輸規則」）第37条第1項）、（2）運転者に対する指導監督違反（運輸規則第38条第1項）、（3）整備管理者の研修受講義務違反（運輸規則第46条）	1	1
平成27年4月6日	株式会社GT　代表者中村基子	大阪府東大阪市長田東4丁目5－30	本社	大阪府東大阪市長田東4丁目5－30	輸送施設の使用停止（10日車）	道路運送法第27条第2項	平成24年2月20日及び平成26年8月18日、法令違反の疑い（運行管理関係）及び重傷事故を引き起こしたことを端緒に監査を実施。4件の違反が認められた。（1）乗務時間告示の遵守違反（旅客自動車運送事業運輸規則（以下、「運輸規則」）第21条第1項）、（2）健康状態の把握義務違反（運輸規則第21条第5項）、（3）高齢運転者に対する適性診断受診義務違反（運輸規則第38条第2項）、（4）運行管理規程の記載事項義務違反（運輸規則第48条の2第1項）	6	1
平成27年4月6日	タックン大阪株式会社　代表者大沼仁洪	大阪府大阪市城東区今福東1丁目9番37号	本社	大阪府大阪市城東区今福東1丁目9－37	輸送施設の使用停止（10日車）	道路運送法第27条第2項	平成26年12月2日、公安委員会からの通報（最高速度違反行為）を端緒に呼出監査を実施。1件の違反が認められた。（1）運転者に対する指導監督違反（旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項）	1	1
平成27年4月9日	ワンコイン堺株式会社　代表者平野弘子	大阪府堺市南区稲葉2－3061－1	本社	大阪府堺市南区稲葉2－3061－2	文書警告	道路運送法第27条第2項	公安委員会よりの道路交通法108条の34の規定に基づく通知件数（最高速度違反行為）が過去一年以内に3件に達した。（運転者の指導監督違反旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項）	2	0
平成27年4月14日	松竹タクシー株式会社　代表者渡辺幸嗣	兵庫県神戸市中央区山本通2丁目3番10号	本社	兵庫県神戸市中央区山本通2丁目3番10号	文書警告	道路運送法第27条第2項	公安委員会よりの道路交通法108条の34の規定に基づく違反件数（駐停車違反行為）が過去一年以内に3件に達した。（運転者の指導監督違反旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項）	0	0
平成27年4月14日	キクヤ交通株式会社　代表者大久保昌彦	兵庫県神戸市長田区梅ケ香町1丁目17－14	本社	兵庫県神戸市長田区梅ケ香町1丁目17番14号	文書警告	道路運送法第27条第2項	公安委員会よりの道路交通法108条の34の規定に基づく違反件数（駐停車違反行為）が過去一年以内に3件に達した。（運転者の指導監督違反旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項）	0	0

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称及び代表者名	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
平成27年4月14日	近畿タクシー株式会社　代表者森崎清登	兵庫県神戸市長田区上池田5丁目5番地18号	本社	兵庫県神戸市長田区上池田5丁目5番地18号	文書警告	道路運送法第27条第2項	公安委員会よりの道路交通法108条の34の規定に基づく違反件数（駐停車違反行為）が過去一年以内に3件に達した。（運転者の指導監督違反旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項）	0	0
平成27年4月14日	日本タクシー株式会社　代表者熊渕信仁	兵庫県神戸市兵庫区松原通5丁目1番地9号	本社	兵庫県神戸市兵庫区松原通5丁目1の9	文書警告	道路運送法第27条第2項	公安委員会よりの道路交通法108条の34の規定に基づく違反件数（駐停車違反行為）が過去一年以内に3件に達した。（運転者の指導監督違反旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項）	0	0
平成27年4月14日	東亜タクシー株式会社　代表者淺川政子	兵庫県神戸市東灘区御影塚町2丁目28－20	本社	兵庫県神戸市東灘区御影塚町2丁目28番20号	文書警告	道路運送法第27条第2項	公安委員会よりの道路交通法108条の34の規定に基づく違反件数（駐停車違反行為）が過去一年以内に3件に達した。（運転者の指導監督違反旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項）	0	0
平成27年4月14日	クレセントタクシー株式会社　代表者橘信之	兵庫県神戸市灘区味泥町5番16号	本社	兵庫県神戸市灘区味泥町5－16	文書警告	道路運送法第27条第2項	公安委員会よりの道路交通法108条の34の規定に基づく違反件数（駐停車違反行為）が過去一年以内に3件に達した。（運転者の指導監督違反旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項）	0	0
平成27年4月14日	岩崎博志	大阪府大阪市城東区	岩崎タクシー	大阪府大阪市城東区	輸送施設の使用停止（30日車）	道路運送法第15条第1項	平成26年10月6日及び同年12月24日に特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第16条の4に基づく運賃の設定届を平成26年3月31日付けで届け出たが、その実施日以後、メーターを交換していなかった疑いがあり、それを端緒に調査したところ2件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反（道路運送法第15条第1項）(2)定期点検整備等の未実施（旅客自動車運送事業運輸規則第45条第1号、道路運送車両法48条）	3	3
平成27年4月17日	有限会社介護サービスセンターあおぞら　代表者吉山信夫	奈良県生駒郡三郷町立野北2丁目2738番地5	本社	奈良県生駒郡三郷町立野北2丁目2738番地5	文書警告	道路運送法第27条第2項	平成27年2月16日、輸送実績報告書の未提出を端緒として監査を実施。2件の違反が認められた。（1）乗務等の記録事項義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」）第25条第3項、第4項）、（2）乗務員証の記載、携行義務違反（運輸規則第37条第3項）	0	0
平成27年4月17日	有限会社まこと　代表者田中正昭	奈良県生駒郡安堵町笠目549－1	本社	奈良県生駒郡安堵町笠目549－1	文書警告	道路運送法第27条第2項	平成27年1月29日及び同年2月16日、輸送実績報告書の未提出を端緒として監査を実施。5件の違反が認められた。（1）健康状態の把握義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」）第21条第5項）、（2）点呼の記録義務違反（運輸規則第24条第4項）、（3）点呼の記録事項義務違反（運輸規則第24条第4項）、（4）乗務等の記録事項義務違反（運輸規則第25条第3項、第4項）、（5）乗務員台帳の記載事項義務違反（運輸規則第37条第1項）	0	0
平成27年4月23日	宮脇保次	大阪府大阪市西成区	宮脇タクシー	大阪府大阪市西成区	輸送施設の使用停止（60日車）	道路運送法第27条第2項	平成26年10月3日及び同月17日に特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第16条の4に基づく運賃の設定届を平成26年3月31日付けで届け出たが、その実施日以後、メーターを交換していなかった疑いがあり、それを端緒に調査したところ1件の違反が認められた。(1)無車検運行（旅客自動車運送事業運輸規則第45条各号列記以外の部分、道路車両法第58条第1項）	6	6